



ご存じですか？ 要約筆記

要約筆記ってなに？

聴覚の障がいなどで、「聞こえない方」「聞こえにくい方」に、話し手の話の内容を、その場で文字にして伝える文字通訳（筆記通訳）のことを言います。

「話すスピード」は、「書くスピード」よりも数倍早く、話し手の言葉全部を文字にすることが出来ないため、「話の内容を要約して筆記する」ので要約筆記と言います。

情報保障の手段の一つ

聴覚に障がいのある方にとって、コミュニケーション手段は「手話」と思われがちですが、難聴の方や中途失聴の方に多いように、手話が分からない方もたくさんいます。

手話が分からない方にとって、要約筆記の文字はまさに耳代わりとなるものであり、情報保障の手段の一つです。

どんな人が要約筆記を行うの？

要約筆記は、国が定めた要約筆記奉仕員養成カリキュラムに準じた養成研修を修了し、県や市町村に登録した「要約筆記奉仕員（要約筆者）」が行います。

宇都宮市社会福祉協議会では、「要約筆記奉仕員養成講座」を毎年開催しています。

～要約筆記の方法～



ノートテイク（手書き）



◀ パソコン要約筆記

OHP（オーバ-ヘッドプロジェクター）



他にも、「ノートテイク（パソコン）」や「OHC（オーバ-ヘッドカメラ）」などの方法があります

要約筆者を
派遣します



利用できる方：宇都宮市内に在住し、身体障害者手帳をお持ちの聴覚に障がいのある方など

利用できる範囲：病院、官公署、教育、買い物などの日常生活など
通勤・通学、通年・長期の利用はできません。

利用料：無料

お問い合わせ

宇都宮市社会福祉協議会ボランティアセンター

電話：636-1285 / FAX：634-2870 / mail：miya-vc@ap.wakwak.com

HP：「宇都宮市社協 ボラセン」で検索